

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

9月6日発行  
Vol.323



さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

8/29 火

浪江町HPから

# 幾世橋集合住宅竣工式が行われました

帰町された方、新たに町民になった方が安心して暮らせるよう町が整備を進めてきたものです。



6ページをご覧ください。

## 目次

### ●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	5
双葉町	8
富岡町	13

### ●東京電力ホールディングス

・個人さまに対する25回目の請求書類発送について	14
--------------------------	----

### ●三条市News

・不在者投票 いわき市長選挙	15
-------------------	----

### ●交流ルームひばり通信

・9月食育推進食事会開催!!	15
・9月の「ひばり」	16



## 南相馬市からのお知らせ

災害公営住宅 空き住戸の入居者を募集します

9月1日HP更新

市で整備した災害公営住宅に、東日本大震災の影響で家屋が全壊および半壊以上の判定を受け解体した方、さらに原子力災害により避難し家屋を解体した方を対象として、空き住戸への入居者を募集します。

### 募集住宅

#### 《鹿島区》

番号	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	駐車場
1	西川原第二団地	3号棟203号室	3DK	2年	18,600円~49,300円	1,000円/月

#### 《原町区》

番号	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	駐車場
2	栄町団地	3号棟101号室	2DK	2年	19,400円~51,400円	1,000円/月

※ 家賃については東日本大震災特別家賃低減事業により減額される場合があります。

### 申込資格

震災時点(平成23年3月11日)で南相馬市内に住所を有し、次のいずれかを満たす方

- (1) 東日本大震災で**住宅が全壊**した方または**住宅が半壊以上で家屋を解体**もしくは**解体が確実**な方
- (2) 福島第一原子力発電所事故によって**避難指示を受けた方**で、**家屋を解体**もしくは**解体が確実**な方

※ ただし、以下の条件に当てはまる場合は申し込みできません。

- 税または公営住宅の家賃の滞納がある。
- 世帯員に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団員がいる。

応募多数の場合は公開抽選会で入居決定しますが、**申込資格(1)の方を優先**します。

### 入居日

10月1日(日)

### 申込期限

**9月14日(木)** ※郵送の場合は当日必着

### 申込方法

- 市役所各申込窓口へ、「災害公営住宅入居申込書」を提出してください。
- 申込書は、市役所各申込窓口で配布しています。また、市役所ホームページからもダウンロードできます。

次ページへ続きます

## 添付書類

- 住民票(世帯全員が記載されているもの)
- 所得証明書(入居希望者全員分)
- 納税証明書(入居希望者全員分)※完納証明書でも可
- その他下記の書類
  - ・申込資格(1)の方:全壊の方は災証明書の写し、半壊以上の方は災証明書の写し、家屋の解体証明書または解体申出書の写し
  - ・申込資格(2)の方:家屋の解体証明書か解体申出書の写し

## 市役所各申込窓口

- ・南相馬市役所 建築住宅課
  - ・小高区役所 産業建設課
  - ・鹿島区役所 産業建設課
- 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

## 【郵送先・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地  
南相馬市役所 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

## 【募集】9月分の市営住宅入居者を募集します

9月1日HP更新

市営住宅の入居者を募集します。  
入居資格や申し込み方法などについて詳細を確認の上、お申し込みください。  
申込者が重複した場合は、抽選会を開催し入居者を決定します。

## 公募期限

**9月14日(木)** ※土・日曜日、祝日を除く。

今月の抽選会は9月15日(金)です。

## 入居者を公募する市営住宅

## ● 優先世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	原町	北長野団地	2号棟102号室	2DK	23年	14,900~ 29,200	あり

次ページへ続きます 

## ● 一般世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
2	原町	仲町団地	4号棟402号室	3K	43年	10,600~ 20,900	あり
3	原町	仲町団地	6号棟404号室	3K	42年	11,400~ 22,300	あり
4	原町	北長野団地	1号棟308号室	3DK	23年	18,400~ 36,200	あり
5	原町	桜井町団地	2号棟106号室	3K	37年	13,000~ 25,500	あり
6	小高	紅梅団地	F-2-1号室	3DK	22年	19,200~ 37,800	あり
7	小高	紅梅団地	F-2-2号室	3DK	22年	19,200~ 37,800	あり
8	小高	万ヶ迫団地	2-1号室	3DK	13年	17,300~ 34,100	あり
9	小高	万ヶ迫団地	9-2号室	3DK	11年	17,700~ 34,700	あり
10	小高	万ヶ迫団地	15-1号室	3DK	7年	18,400~ 36,100	なし
11	小高	万ヶ迫団地	16-1号室	3DK	7年	18,400~ 36,100	あり

## ● 中堅所得者向けの住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
14	小高	紅梅団地	B5-1号室	3DK	16年	34,800~ 47,000	あり

## 入居者を公募する定住促進住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
12	鹿島	定住促進住宅	1号棟102号室	3DK	25年	12,300~ 24,200	あり
13	鹿島	定住促進住宅	2号棟508号室	3DK	25年	8,600~16,900	あり

## 問い合わせ

- ・入居相談や申し込みは、下記の問い合わせ先のどこでもできます。
- ・各住宅の内部などの詳細については、各区の管理担当にお問い合わせください。

## 問い合わせ

建設部 建築住宅課 市営住宅係 (原町区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-24-5253

小高区役所 産業建設課 建設管理係 (小高区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-44-6804

鹿島区役所 産業建設課 建設管理係 (鹿島区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-46-2116



## 浪江町からののお知らせ

### 応急仮設住宅および借上げ住宅の供与期間1年間延長

(平成31年3月末まで)と集約撤去について

8月31日HP更新

福島県は、応急仮設住宅および借上げ住宅の供与期間について、避難指示解除後の自宅の建築・修繕等住宅の確保の状況を踏まえ、平成31年3月末まで1年間延長することとしました。

- ※ 建設型仮設住宅については、空き住戸による防火・防犯の問題や維持管理などの理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居の確保状況や意向を尊重しながら、県と管理市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していきます。
- ※ 県外の借上げ住宅や雇用促進住宅およびUR住宅についても、福島県から期間延長措置を要請しているところではありますが、各都道府県の判断となりますので、避難先の自治体にご確認ください。
- ※ これ以降の供与については、福島県が避難指示区域の実情や解除後の住まいの確保状況などを踏まえ、今後判断することとなります。

### 応急仮設住宅および借上げ住宅の適正使用について

応急仮設住宅および借上げ住宅は、災害救助法に基づいて一時的に居住の安定を図ることを目的に供与しているものです。避難により現に住宅に困窮している方の居住以外での使用は認められませんので、法律の趣旨についてご理解いただき、適正な使用をお願いします。

平成29年8月1日に、借上げ住宅の不適正使用者に対して福島県から損害賠償請求が行われる事案が発生しました。

現在、浪江町から避難された皆さまが入居されている借上げ住宅を含む応急仮設住宅などにつきましても、福島県と町とで入居状況確認を行っております。

今後も生活実態がないなど不適正使用と思われる場合は、現地調査や使用期間をさかのぼって同様の損害賠償請求や提訴が行われる可能性があります。

**住宅の購入や建築、復興公営住宅への入居などにより住宅を確保された方は、上記で示す供与期間内であっても、供与終了となります。速やかに「仮設住宅等使用終了届」を提出の上、ご返却ください。**

次のような目的外使用については、契約の解除や明け渡し請求を行う場合があります。

- 居住できる住宅を確保した以降の使用
- 週末や休暇期間中のみの使用(一時的な宿泊場所としての使用)
- 複数の仮設住宅(借上げ住宅も含む)の使用
- 荷物置き場(物置)としての使用
- 入居登録者以外の使用(他者への転貸も含む)
- その他、居住目的以外でも使用(商業用など)

次ページへ続きます

**※ 復興(災害)公営住宅に入居した場合**

復興(災害)公営住宅の入居人は、応急仮設住宅に留まることはできません。  
世帯分離して再建する場合などを除き、世帯員は全員、応急仮設住宅から退去していただくこととなります。

**※ 自宅を再建(建築・購入・賃貸)した場合**

世帯員は全員、応急仮設住宅から退去していただくこととなります。

問い合わせ

生活支援課 住宅支援係

TEL 0243-62-0194

## 浪江町HP「まちの話題」から

### 幾世橋集合住宅竣工式が行われました

8月29日(火)、幾世橋集合住宅竣工式が行われました。

この集合住宅は、1棟5階建て40戸の集合住宅で、2棟で計80戸あり、帰町された方、新たに町民になった方が安心して暮らせるよう町が整備を進めてきたものです。

竣工式では、入居者代表の柴崎裕史さんに町長から鍵の引渡しが行われ、同日から入居開始となりました。



## 浪江町民の避難状況（平成29年8月31日現在）

## 【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	69	静岡県	52	長崎県	12
青森県	42	愛知県	39	熊本県	6
岩手県	37	三重県	5	大分県	5
宮城県	856	滋賀県	4	宮崎県	9
秋田県	52	京都府	29	鹿児島県	7
山形県	148	大阪府	60	沖縄県	19
茨城県	1,009	兵庫県	22	国外	12
栃木県	477	奈良県	5	合計	6,306
群馬県	152	和歌山県	-		
埼玉県	698	鳥取県	-		
千葉県	576	島根県	6		
東京都	845	岡山県	20		
神奈川県	436	広島県	10		
新潟県	382	山口県	-		
富山県	13	徳島県	1		
石川県	26	香川県	5		
福井県	12	愛媛県	13		
山梨県	43	高知県	5		
長野県	49	福岡県	19		
岐阜県	15	佐賀県	4		

## 【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,948	只見町	1	小野町	17
会津若松市	229	南会津町	11	広野町	34
郡山市	1,853	北塩原村	2	楡葉町	9
いわき市	3,210	西会津町	2	富岡町	1
白河市	252	磐梯町	4	川内村	6
須賀川市	152	猪苗代町	36	浪江町	167
喜多方市	27	会津坂下町	20	新地町	82
相馬市	490	金山町	1	その他	5
二本松市	1,344	会津美里町	11	合計	14,416
田村市	74	西郷村	146		
南相馬市	2,016	泉崎村	5		
伊達市	109	矢吹町	25		
本宮市	571	棚倉町	6		
桑折町	190	塙町	2		
国見町	25	鮫川村	4		
川俣町	76	石川町	8		
大玉村	152	玉川村	2		
鏡石町	14	平田村	1		
天栄村	1	古殿町	1		
下郷町	4	三春町	70		

避難者総数

20,722

(前月 20,743)



## 双葉町からのお知らせ

### 町長メッセージ

9月1日HP更新

夏も終わりに近づき、少しずつ秋の気配が感じられるようになりました。

8月2日、双葉町議会全員協議会において双葉町内でも比較的線量の低い、JR双葉駅を中心とした周辺約555ヘクタールを整備する特定復興再生拠点区域復興再生計画案について説明を行い、議員の皆さまからご意見をお伺いし、承認をいただきました。

さらに8月3日には行政区長会を開催し、区長の皆さまからも計画案についてご意見をお伺いいたしました。

それぞれから「双葉町をなくさないためにも町の復興を前に進めてほしい」、「5年後に町民を帰還させるのには不安がある」、「役場はどうするのか」などのご意見がありました。避難指示解除については、インフラ整備の進捗状況などを見て、皆さんのご意見を聞きながら議会との協議を経て、慎重に判断していくつもりであります。また、計画案の約555ヘクタールがすべてではなく復興の第一段階として、国費による除染とインフラの整備を一体的に進めるものであり、今後ともこのエリアを段階的に広げていくよう国に求めていく考えです。

計画案については8月4日に福島県庁で開催された新生ふくしま復興推進本部会議で原案のとおり県の同意をいただきました。先月、計画を国へ申請し、現在、国の認定を待っているところです。

この計画が認定されれば「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」に基づき、魅力のある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた町の再興を図ることになります。そして、この計画の実現のためには、町民の皆さまの深いご理解とご協力が不可欠であり、一層のご支援をお願いいたします。

8月3日には安倍内閣の第三次改造が行われ、双葉町の復興に関係が深い環境大臣が交代しました。吉野正芳復興大臣、世耕弘成経済産業大臣は引き続き任務に就かれることになり、復興が停滞することなく取り組んでいただけるものと安堵したところです。

8日には、震災後9番目の環境大臣となった中川雅治環境大臣がいわき事務所を訪問されました。中川大臣は環境省事務次官に就かれていたこともあり、ご期待を申し上げるとともに「双葉町の現状を視察し、状況をよく理解して、被災者の声にしっかりと耳を傾け、復興の加速化に全力を注いでほしい」と要望書を手渡し、強くお願いいたしました。

8月4日から11日まで、舘下明夫教育長を団長として、震災後2回目となるニュージーランド海外研修を行った12人の中学生が無事に帰国いたしました。外国の自然や言語、文化に触れ、一回り成長した子どもたちの姿が見られました。この経験は必ず子どもたちの大きな力になると信じてやみません。

夏から秋へと季節が移り変わります。季節の変わり目は体調を崩しやすい時期なので、健康管理にはくれぐれもご留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

## 平成29年度双葉町臨時職員等募集（第2期）のお知らせ

9月1日HP更新

双葉町では、平成29年度第1期に引き続き、下記募集要領により臨時職員などを募集します。

## 雇用対象者

※ 休業手当または失業手当を受けている方が、給付を受けながらの雇用はできません。

## 雇用期間

平成29年10月1日～平成30年3月31日

## 勤務地

- (1) 双葉町役場いわき事務所（いわき市東田町二丁目19-4）
- (2) 町民交流施設 ふたば一く（いわき市錦町作鞍80-5）
- (3) 双葉町役場埼玉支所（埼玉県加須市騎西36-1 加須市役所騎西総合支所内）
- (4) 町民交流施設 ふたば交流広場（埼玉県加須市中種足16-2）
- (5) 双葉町役場郡山支所（郡山市朝日一丁目20-2）
- (6) 町民交流施設 せんだん広場（郡山市御前南2-73）
- (7) 双葉町役場つくば連絡所（茨城県つくば市並木三丁目1-551棟）
- (8) 双葉町役場南相馬連絡所（南相馬市原町区青葉町二丁目62-2）

## 募集期間

9月6日（水）～9月14日（木）

- ・持参の場合：平日 午前8時30分～午後5時15分（土、日曜日の受け付けはしていません。）
- ・郵送の場合：9月13日（水）までの消印有効

※ 応募状況により募集締め切りを繰り上げる場合がありますので、予めご承知ください。

## 面接予定日および会場

勤務地	面接予定日	面接会場
(5)・(6)希望者	9月19日(火)	双葉町役場郡山支所
(3)・(4)・(7)希望者	9月20日(水)	双葉町役場埼玉支所・つくば連絡所
(1)・(2)希望者	9月20日(水) 9月21日(木)	双葉町役場いわき事務所
(8)希望者	9月22日(金)	双葉町役場南相馬連絡所

※ 面接開始時間は個別に連絡します。

次ページへ続きます 

## 募集業務

## (1)いわき事務所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般事務補助	事務職	11	午前8時30分～午後5時15分	各課での事務及び業務補助 (秘書広報課、総務課、教育総務課、復興推進課、戸籍税務課、健康福祉課、生活支援課) ※必要な経験：パソコン操作
嘱託職員	事務職	1	午前8時30分～午後5時15分	住民生活課において帰還困難区域への入域に関する立入業務補助など ※必要な経験：パソコン操作
公用車運転および庁舎等管理業務	労務職	2	午前8時30分～午後5時30分	秘書広報課、総務課における業務補助 ※必要な経験：大型自動車免許一種(公用車およびマイクロバス運転業務があります)
一時立入業務	パート労務職	1	午前8時30分(集合:午前7時)～午後5時15分	住民生活課における業務補助(週4日程度勤務) ※必要な経験：普通自動車運転免許(AT可) ※避難指示区域内の町内を巡回していただきます。
一時立入業務	パート労務職	10	午前8時30分(集合:午前7時)～午後5時15分	住民生活課における業務補助(月10日程度勤務) ※必要な経験：普通自動車運転免許(AT可) ※避難指示区域内の町内を巡回していただきます。
健康支援業務	保健師資格 看護師資格 のいずれか	2	午前8時30分～午後5時15分	健康福祉課における保健業務および避難者の健康管理業務 ※必要な経験：保健師または看護師資格のいずれか、普通自動車運転免許(AT可)、パソコン操作 ※福島県内(浜通り)の仮設および借上げ住宅などへの訪問を行っていただきます。
健康支援業務	保健師資格 看護師資格 のいずれか (パート)	1	午前8時30分～午後5時15分	健康福祉課における避難者の健康管理業務補助(週4日程度勤務) ※必要な経験：保健師または看護師資格のいずれか、普通自動車運転免許(AT可)、パソコン操作 ※福島県内(浜通り)に避難されている方々への訪問を行っていただきます。
施設総合管理業務	事務職	2	午前8時30分～午後5時15分	福島県いわき市内の町民交流施設「ふたばーく」における利用申請受付、施設管理等業務 ※必要な経験：パソコン操作 ※町民交流施設の利用状況により、月4日程度土・日曜日、祝日出勤があります。
学校用務員	労務職	1	午前7時45分～午後4時30分	福島県いわき市内の幼稚園、小中学校における学校給食の配送業務、環境整備等業務 ※必要な経験：普通自動車運転免許 ※年3日程度、土・日曜日、祝日出勤があります。

次ページへ続きます 

## (2) 埼玉支所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般事務補助	事務職	1	午前8時30分～午後5時15分	埼玉支所生活支援課における業務補助 ※必要な経験：パソコン操作 ※避難されている町民の方々への生活支援業務です。
健康支援業務	保健師資格(パート)	2	午前8時30分～午後5時15分の間で6時間以上	埼玉支所健康福祉課における避難者の健康管理業務(週3日～5日程度勤務) ※必要な経験：保健師資格、普通自動車運転免許(AT可)、パソコン操作 ※埼玉県加須市内に避難されているの方々への訪問を行っていただきます。
施設総合管理業務	事務職	2	午前8時30分～午後5時15分	埼玉県加須市内の町民交流施設「ふたば交流広場」における利用申請受付、施設管理等業務 ※必要な経験：普通自動車運転免許(AT可)、パソコン操作 ※町民交流施設の利用状況により、月4日程度土・日曜日、祝日出勤があります。

## (3) 郡山支所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
仮設住宅巡回業務	労務職	2	午前8時30分～午後5時15分	郡山支所生活支援課における業務補助 ※必要な経験：パソコン操作 ※福島県内(中通り)の仮設住宅管理等の業務です。
行政一般事務補助	事務職	1	午前8時30分～午後5時15分	郡山支所生活支援課における事務補助 ※必要な経験：パソコン操作 ※各種証明等の窓口業務です。
施設総合管理業務	事務職	2	午前8時30分～午後5時15分	福島県郡山市内の町民交流施設「せんだん広場」における利用申請受付、施設管理等業務 ※必要な経験：パソコン操作
施設総合管理業務	事務職(パート)	4	午前9時～午後5時	福島県郡山市内の町民交流施設「せんだん広場」における利用申請受付、施設管理等業務 ※必要な経験：パソコン操作

## (4) つくば連絡所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般事務補助	事務職(パート)	2	午前8時30分～午後5時15分	つくば連絡所における業務補助 ※必要な経験：パソコン操作 ※各種証明等の取り次ぎ業務および連絡所の管理業務等です。

## (5) 南相馬連絡所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般事務補助	事務職	2	午前8時30分～午後5時15分	南相馬連絡所における業務補助 ※必要な経験：パソコン操作 ※各種証明等の取り次ぎ業務および連絡所の管理業務等です。

※ 上記(1)～(5)の業務詳細は、ハローワーク求人票をご確認ください。

次ページへ続きます 

**応募方法**

1. 市販の履歴書に記入の上、近くの「ハローワーク」が発行する「紹介状」と併せて持参または郵送してください。
2. 応募書類を持参または郵送される前に、必ずご連絡ください。

**応募先**

**(1)いわき事務所業務、(2)埼玉支所業務のうち健康支援業務、および(5)南相馬連絡所業務に関して**

〒974-8212 いわき市東田町二丁目19-4  
 双葉町いわき事務所総務課行政係

**TEL 0246-84-5200**

**(2)埼玉支所業務(健康支援業務は除く)、および(4)つくば連絡所業務に関して**

〒347-0105 埼玉県加須市騎西36-1(加須市役所騎西総合支所内)  
 双葉町埼玉支所生活支援課

**TEL 0480-53-7780**

**(3)郡山支所業務に関して**

〒963-8024 郡山市朝日一丁目20-2  
 双葉町郡山支所生活支援課

**TEL 024-973-8090**

**双葉町民の避難状況**

この避難状況は、平成23年3月11日現在の人口から、死亡者を除き、震災以降の転出者および転入者、出生者を含むものであり、現在、町として支援対象となる人口の避難状況を表しています。

平成29年8月31日現在

**【都道府県別】**

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	14	埼玉県	821	岐阜県	6	鳥取県	-	佐賀県	5
青森県	13	千葉県	164	静岡県	35	島根県	17	長崎県	5
岩手県	9	東京都	335	愛知県	4	岡山県	4	熊本県	2
宮城県	255	神奈川県	180	三重県	1	広島県	4	大分県	6
秋田県	10	<b>新潟県</b>	<b>154</b>	滋賀県	1	山口県	-	宮崎県	1
山形県	27	富山県	13	京都府	10	徳島県	-	鹿児島県	12
福島県	4,077	石川県	15	大阪府	5	香川県	-	沖縄県	4
茨城県	478	福井県	5	兵庫県	2	愛媛県	5	海外	4
栃木県	156	山梨県	13	奈良県	1	高知県	-	<b>合計</b>	<b>6,940</b>
群馬県	42	長野県	16	和歌山県	-	福岡県	9		(前月 6,939)

**【福島県内市町村別】**

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	280	田村市	19	西郷村	38
会津若松市	50	南相馬市	245	矢吹町	32
郡山市	730	伊達市	11	棚倉町	11
いわき市	2,129	本宮市	40	塙町	8
白河市	204	桑折町	5	三春町	14
須賀川市	67	鏡石町	10	広野町	35
喜多方市	8	猪苗代町	5	新地町	7
相馬市	58	会津坂下町	10	その他	35
二本松市	16	会津美里町	10	<b>合計</b>	<b>4,077</b>

(前月 4,069)

所在	人数
福島県内に避難している方	4,077
福島県外に避難している方	2,863

- \* 所在不明者 3人  
 うち津波による行方不明者 1人
- \* 死亡者 579人  
 うち災害関連死亡者 165人



# 富岡町からのお知らせ

## 避難・居住先別人数

現在富岡町に住民登録されている方の  
避難先・居住先別人数です。  
※震災後の転入者も含まれます。

平成29年9月1日現在

### 【都道府県別】

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	42	埼玉県	410	岐阜県	-	鳥取県	-	佐賀県	5
青森県	9	千葉県	326	静岡県	31	島根県	7	長崎県	4
岩手県	7	東京都	449	愛知県	17	岡山県	3	熊本県	5
宮城県	160	神奈川県	233	三重県	5	広島県	3	大分県	6
秋田県	9	<b>新潟県</b>	<b>181</b>	滋賀県	3	山口県	4	宮崎県	8
山形県	11	富山県	-	京都府	3	徳島県	6	鹿児島県	6
福島県	10,440	石川県	8	大阪府	24	香川県	2	沖縄県	8
茨城県	550	福井県	1	兵庫県	1	愛媛県	-	海外	4
栃木県	169	山梨県	12	奈良県	1	高知県	5	<b>合計</b>	<b>13,310</b>
群馬県	77	長野県	47	和歌山県	-	福岡県	8		

(前月 13,326)

### 【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	222	鏡石町	3	塙町	6
会津若松市	97	天栄村	1	鮫川村	2
郡山市	2,498	下郷町	1	石川町	4
いわき市	6,015	南会津町	1	玉川村	8
白河市	83	北塩原村	1	平田村	6
須賀川市	76	西会津町	5	浅川町	5
喜多方市	33	磐梯町	3	三春町	224
相馬市	57	猪苗代町	7	小野町	15
二本松市	38	会津坂下町	1	広野町	126
田村市	159	金山町	1	檜葉町	22
南相馬市	120	昭和村	1	<b>富岡町</b>	<b>240</b>
伊達市	28	会津美里町	5	川内村	28
本宮市	34	西郷村	39	新地町	14
桑折町	2	泉崎村	11	<b>合計</b>	<b>10,440</b>
国見町	7	矢吹町	27		
大玉村	161	棚倉町	3		

(前月 10,451)

福島県内避難者数	10,440
福島県外避難者数	2,870
<b>合計</b>	<b>13,310</b>

福島県内避難世帯数	5,148
福島県外避難世帯数	1,441
<b>合計</b>	<b>6,589</b>

# 個人さまに対する25回目の請求書類発送について

8月30日

当社は、個人さまに対する本賠償および生命・身体的損害に係る賠償につきまして、25回目（ご請求対象期間：平成29年6月1日から平成29年8月31日）のご請求の受付を本年9月1日より開始させていただきますことといたしました。

ご請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害を被られている方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

**問い合わせ**

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞

福島原子力補償相談室（コールセンター）

 0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

まだ  
投票して  
いない方は  
お急ぎ  
ください。

# いわき市長選挙

## ～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 締め切り **9月8日(金)**
- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局  
(三条市役所三条庁舎3階)



証明書の開封や投票用紙への事前記入は  
絶対にしないでください。  
投票ができなくなります。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

交流ルームひばり通信

# 9月食育推進食事会開催!!

三条市食生活改善推進委員協議会のご厚意により、9月の食事会を開催します。  
今回も、作り方をお聞きしながら調理も体験し、食後の片付けも一緒に行いたいと思います。

今回もバランスの良い食材を使ったメニューにご期待ください。

と き **9月13日 水** 調理から参加される方は午前10時から  
食事から参加される方は正午から

ところ 三条市総合福祉センター 3階 調理室  
交流ルーム「ひばり」集合後、移動します。

参加費 500円 (当日徴収)

**申込締切 9月8日(金) 正午**  
**交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650**



7月の食事会

## 9月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				7日	8日	9日
				ひばり休み 浜通り配布	食事会 申込締切	
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
		ひばり休み	版画教室 食事会	ひばり休み 浜通り配布		
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
	敬老の日	ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		秋分の日

### 問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail [hibari\\_sanjo\\_nyh@yahoo.co.jp](mailto:hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp)

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
富岡町	0120-33-6466	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

### 三条市に避難している 世帯数と人数(2017.9.6現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	24	56
原町区	5	8
南相馬市 計	29	64
浪江町	6	16
双葉町	3	6
富岡町	1	1
いわき市	1	5
郡山市	4	10
<b>合計</b>	<b>44</b>	<b>102</b>

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511